

5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進めます。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

【労働者等を対象とした施策】

- ①産業保健分野の活動に協力して、職域における保健師等による出前講座の開催等メンタルヘルス対策の普及啓発を行います（職場、管理職・経営者、家族への普及啓発）。<予>（県保健所、長崎市）
- ②メンタルヘルス（特にセルフ・ライン・復職支援）研修を実施します。<全>（日本産業カウンセラー協会）
- ③コミュニケーション（傾聴・アサーション）研修を実施します。<全>（日本産業カウンセラー協会）
- ④職場での心理教育を進めるため、健康教室、講演・講話、パンフレット作成などに協力します。<予>（長崎大学大学院）
- ⑤商工会や工業団地の組合を通じて、メンタルヘルスに関するパンフレットや相談先一覧を配布し、町内企業へのメンタルヘルスに関する啓発を実施します。<予>（時津町、小値賀町）
- ⑥テキストや視聴覚教材、講師陣の充実を図り、企業内部でメンタルヘルス対策を実施することが出来る体制をつくるための援助を行います。<予>（長崎産業保健総合支援センター）
- ⑦職場におけるメンタルヘルスケアについて、周知・啓発を図ります。<予>（中小企業団体中央会）
- ⑧次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策センター」の指定を受け、仕事と生活の調和のとれた働き方の周知・啓発を図ります。<予>（中小企業団体中央会）
- ⑨HP「こころの耳」より健康情報を提供します。<予>（日本産業カウンセラー協会）
- ⑩産業医研修等の充実により、産業保健スタッフ活動の活性化を図ります。<予>

(長崎産業保健総合支援センター)

- ⑪地域・職域連携推進協議会を開催し、労働者のメンタルヘルスについて協議します。<全> (県保健所)
- ⑫地域・職域連携推進協議会等の場を活用し、休養・こころの健康づくりに関する資料等の情報提供等を行います。<予> (県国保・健康増進課)
- ⑬職場におけるメンタルヘルス対策の推進のため、事業者に対し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を図ります。さらに全ての事業所においてセクシャルハラスメント及び妊娠出産等に関するハラスメントが行われないように雇用環境・均等室が周知・啓発を行い、これらハラスメントが生じた事業者に対して再発防止等の指導を行います。<予> (長崎労働局、各労働基準監督署)
- ⑭医師会などとの連携による、かかりつけ医から精神科への早期受診体制を構築します。<介> (県精神科病院協会)
- ⑮利用者が高いストレスを感じている場合等に、相談できる適切な相談支援機関の案内を行い、心の健康状態の改善に努めます。 <予> (長崎労働局)

(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

【対象者を特定しない施策】

- ①精神保健相談を実施します。<全> (県保健所、県長崎子ども・女性・障害者支援センター、長崎市)
- ②地域団体と協働で、メンタルヘルスに関する講演会、健康教室等を実施します。<予> (県央保健所、県北保健所、壱岐保健所、対馬保健所)
- ③住民に対する基本健診などの折に、うつ病のチェックリストや相談窓口の一覧なども含め、メンタルヘルスに関するパンフレットを配布します。<予> (諫早市、大村市、五島市、南島原市、長与町、川棚町、小値賀町、佐々町)
- ④保健所と連携し、関係機関実務者による協議会を設置し、各市町で行う自殺対策等について有効な対策の検討を行います。<予> (大村市、対馬市、壱岐市、長与町、時津町、小値賀町)
- ⑤市町社会福祉協議会が実施する「地域福祉権利擁護事業」や「心配ごと相談事業

(福祉総合相談事業)」などの地域住民を対象とした相談事業を通して、自殺の可能性のある人の早期発見・対応に努めます。〈予〉

(県社会福祉協議会、対馬市)

⑥市町社会福祉協議会と連携して自殺対策の周知に努めるとともに、相談員に対する研修等に協力します。〈予〉

(県社会福祉協議会)

⑦各民生委員・児童委員自身が自殺についての正しい知識を持つよう学習したうえで、担当地域内の状況把握に努め、見守りネットワークづくりを進めます。〈全〉

(県民生委員児童委員協議会、川棚町)

⑧民生委員等を対象にして健康教育を実施します(自殺の現状、うつ病との関係、周囲の対応など)。〈予〉

(雲仙市)

⑨高齢者に対して、精神疾患(特にうつ病)に対する偏見をなくし、相談しやすい環境を整備するため、市・地域包括支援センター、高齢者関係団体等の行う普及啓発活動に協力します。〈予〉

(県央保健所、県南保健所、県北保健所、壱岐保健所)

⑩地域包括支援センターの地域ケア会議へ参加することにより、ハイリスクの高齢者を支える人が相談しやすい関係づくりを構築します。〈予〉

(西彼保健所、県央保健所、県南保健所、県北保健所、対馬保健所)

⑪市町が実施する健診などで健康相談窓口のパンフレット配布を依頼します。

〈予〉

(五島保健所、壱岐保健所、対馬保健所)

⑫地域や職場、学校などにおけるメンタルヘルス講習会へ講師を派遣します。

〈予〉

(県精神科病院協会)

(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

【児童生徒等を対象とした施策】

①24時間相談電話やメール相談窓口等の設置により、児童等が気軽に相談できる体制を整備するとともに、教職員向け研修会の開催やホームページ上での広報を行います。〈予・介〉

(県教育庁、県教育センター)

②学校へ臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置、派遣し、教育相談の充実を図ります。〈予・介〉

(県教育庁)

③地域や職場、学校などにおけるメンタルヘルス講習会へ講師を派遣します。

〈予〉

(県精神科病院協会)

(4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

【対象者を特定しない施策】

- ①DPATの体制整備と人材育成、DPATを構成する関係機関との連携を強化します。＜後＞（県長崎こども・女性・障害者支援センター、県障害福祉課）